Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大和朝廷成立期の天皇について
Sub Title	On the emperors of Early Yamato Dynasty
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.3 (1965. 12) ,p.35(335)- 49(349)
JaLC DOI	
Abstract	In "Kojiki" and "Nihonshoki" the successive emperors from Jinmu (神武) to Suiko (推古) or Jito (持統) are recorded. By the late investigations it was proved that the emperors after the Emperor Ojin (応神) really existed, but there are still doubts as to the existence of the emperors before him (Ojin). Some people said that the possibility of the existence would go back to the Emperor Sujin (崇神), but this consideration was induced only by the internal criticism of "Kojiki" and "Nihonshoki". In order to clarify its evidence, the careful examining by means of the materials besides the above two books will be necessary. Accordingly, in this article, I picked up "Joguki-ichiiu" (上宮記一云), which the historians have hitherto overlooked, and correcting the misunderstandings in reading it, I could prove the time when "Joguki-ichiiu" was written is some time before "Kojiki" and "Nihonshoki" were compiled. Then, by comparing the containing articles with those of "Kojiki" and "Nihonshoki", I examined the reliabilities of the historical facts of them. These facts can suitably be located in the place of the history of the Yamato Dynasty conceived by the aid of foreign materials, (that is, of China and Korea) and the studies of archaeology. In this critical way, it is able to say that the real existence of the Emperors, Sujin (崇神), Suinin (垂仁) and Keiko (景行), in the time of the foundation of the Yamato Dynasty, has got verification.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651200-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大和朝廷成立期の天皇について

志水正。

、方法と課題

である。この一世紀についての考察が望まれ、何か別途の研究方法が要求される所以であろう。 考察の拠どころになつているが、その中間の三世紀後半・四世紀前半については、外国史料が全く欠如して、不明のまま 紀前半の史料として魏志倭人伝があり、四世紀後半に高勾麗好太王碑文・百済記があり、五世紀には宋書倭国伝があつて 存するならば、その語るところ限度があり、史的究明の及ばぬ部分は少くない。いま三一五世紀史についていえば、三世 てからは、もつぱら外国史料に拠る研究が行われて、幾多の注目すべき論考を得たのである。しかし、外国史料のみに依 きであり、また邪馬台国東遷論者の一部は、大和朝廷の成立をこの期間に考えるのであり、極めて重要な時期とされるの 放置しなければならないのであろう。だが、邪馬台国九州説をとる人びとには、この一世紀は国家的統一が推進されたと 古代史の研究をかえりみるに、記紀の批判が進み、造作潤色につき鋭い指摘がなされ、記紀の信憑性に疑いがかけられ

らを相互に比較し合致することを指摘しても、記述内容の史実性を立証するには足りぬとの批判が予想されよう。それに 性を考察してみようと思う。しかし、これに対して、上宮記は記紀と根本的には同じ系統に属する史料かも知れず、 そこで本稿では、 一つの試みとして、国内史料である釈紀所引の上宮記逸文を用い、記紀の記述とあわせて、その史実

大和朝廷成立期の天皇について

(三三五) 三五

三六

ついてはあらかじめ次のように応えておきたい。

えられた造作 釈紀所引の上宮記一云は記紀以前の姿をとどめており、 潤色は除去せられ、 両者相俟つてより古い記録乃至伝承の内容を復原することが可能であろう。 記紀との比較によつて、すくなくとも記紀の撰修過程で 加

(二) そしてこれを、 性をもつものであれば、 外国史料その他によつて解明構成された古代史のうちに位置づけるとき、 その史実性が保証されたといいうるのであろう。 批判に耐えて、なお妥当

孝 オホヤマトネコヒコフトニ 7 霊 孝 元 ヤマトネコヒコクニクル 8 Α 化 9 開 崇 神 ミマキイリヒコイニヱ 10 垂 仁 11 \mathbf{B} 12 景 行 シヒコオシロワケ 成 務 13 ワカタラシヒコ C 14 仲 哀 タラシナカツヒコ 神 功 オキナガタラシヒメ

表 第

たことを考えさせるのである。

つぎに孝霊

· 孝元·

開化の

A群は、

ヤマト

木

これらの天皇と名称が斉明朝以後に造作され

り合わせたものであることは、

ある。 明 神功のC群についていえば、 認められるが、 また神功のオキナガタラシヒメが舒明のオキナガと斉明のタラシヒメとをと ラシヒメ) をのぞきさるときワカとナカツが残るだけで固有名詞を含んでいないこと、 をとりあげてみるに、 さて、 (オキナガタラシ しかし近年の和風諡号の研究よりすれば、応神以後の天皇は一応実在と ここでは当面の問題に関連して孝霊天皇から仲哀天皇・神功皇后まで 記紀には の諡号とも共通する。そして、成務 それ以前の天皇の実在につい 神武から推古乃至持統にい ヒヒロヌカ)、 その名称は第一表のごとくである。 タラシヒコ(ヒメ)を共有しており、 皇極||斉明 ては疑いがかけられているので たる 歴代天皇が ・仲哀の名称からタラシヒコ (アメトヨタカライカシ まず 成務 記載されて のちの舒 · 仲哀 Ł

二つの傍証を加えて、後世造作された天皇群であろうとし、またC群についても、成務の事績は景行と重複してより後世 程で造作され書き加えられたものと考えてよいであろう。 ことの二つの考察を加えて、実在しなかつた天皇・皇后としておられる。おそらくA・C群の天皇・皇后は記紀編纂の過 風であり、仲哀にも事績がないこと、説話上の人物である倭建命、 の事績が記されていず旧辞にはなかつたと考えられること、皇位継承がみな父子の関係になつており後世的であることの コを共有しており、これも持統(オホヤマトネコアメノヒロノヒメ)、文武(ヤマトネコトヨオホジ)等の諡号と共通す A群もまた文武朝以後に造作されたものと考えられるであろう。井上光貞氏もこれを容認し、A群の天皇につき、その群もまた文武朝以後に造作されたものと考えられるであろう。井上光貞氏もこれを容認し、A群の天皇につき、そ 神功皇后がこの間に挿入され系譜が改作せられている

図Bが出来あがつたのであろうという。系図Aのイホキイリヒコについては、大宝二年の御野国戸籍断簡にその名代の後 皇后の夫君は仲哀の名をえてヤマトタケルの皇子とされ、また景行の分身として子の成務が生みだされ、かくて記紀の系 とつて仁徳を生んだとあるが、記の分注によればそのホムダマワカの父はイホキイリヒコというから、系図Aとなる。 応神間の系譜 ŀ ホキイリヒコもホムダマワカも実名と認められ、これこそ本来の系譜であつたろう。しかるに、説話上の人物であるヤマ 績の記載については、その成立・信拠性の検討が十分なされていない現在、しばらく判断を保留するとしても、イ・ハは 記載があり旧辞もそなわつていたと考えられること、(ハ)成務・仲哀という実在しない天皇を除くとき中断される景行・ タケルや神功皇后をあとから挿入したため、この系譜が改作された。すなわち、ヤマトタケルは景行の子とされ、 崇神・垂仁・景行のB群の 天皇についてであるが、井上氏は、(イ)崇神・垂仁の 名称は 後世の諡号と 共有関係がな また景行には後世的なタラシヒコが認められるが、その修飾を除いたオシロワケは実名であろうこと、 ハに関する井上氏の見解をいま少し詳しくみておくと、記紀には応神はホムダマワカの娘ナカツヒメをめ 別途の復原によつて連続しうることなどから、この三代には実在の可能性を見出しておられる。 の事 神功

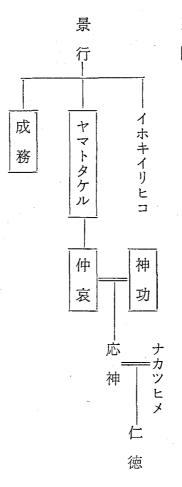
大和朝廷成立期の天皇について

系 図 A

景 行 イホキイリヒコー ホムダマワカ ーナカツヒメ 徳

応 神

系 図 В



有意義と思われるのである。

あり、 韻変化が指摘されており、同義のワケの存在(3) ら推しても当時の実名にふさわしいものといえよう。 ワカのワカについては waka (計) →wakë 裔と考えられる五百木部姓者を多数見出しうることによ あげて、記紀の記述との関係につき考察してみることは されるのであろう。そこで釈紀所引の上宮記一云をとり 上述の考察は、もつばら記紀の内的批判によつたもので つて、その実在性が推定されるのであり、またホムダマ しかし、天皇の実在の可能性を崇神まで遡及せしめる その検証にはさらに外的史料による裏づけが要求 (後述) (別) の音

上宮記一云の検討

れて、 自 釈日本紀巻十三述義九の 男大迹天皇条には 「上宮記曰、一云」として、継体天皇の父 汙斯王の出自と 母布利比弥 継体の出生と幼時について述べた文が引用されている。ただ、その文章が生硬なために、 ややもすればこれを軽視する傾向も存したのである。いま改訂を加えて示せば、 しばしば誤つた読解がなさ の 出

上宮記曰。一云。凡牟都和希王娶"淫俣那加都比古女子名弟比売麻和加,生児若野毛二俣王、娶"母々恩己麻和加中比。 壳、生児大郎子、一名意富々等王、妹践坂大中比弥王、弟田宮中比弥、弟布遅波良己等布斯郎女四人也、此意富々等王

奴牟斯君、 唯我独難,養育、比陀斯奉之云、尔将,下,去於在,祖三国命坐多加牟久村,也。 偉波都久和希児偉波智和希児伊波己里和気児麻加和介児阿加波智君児

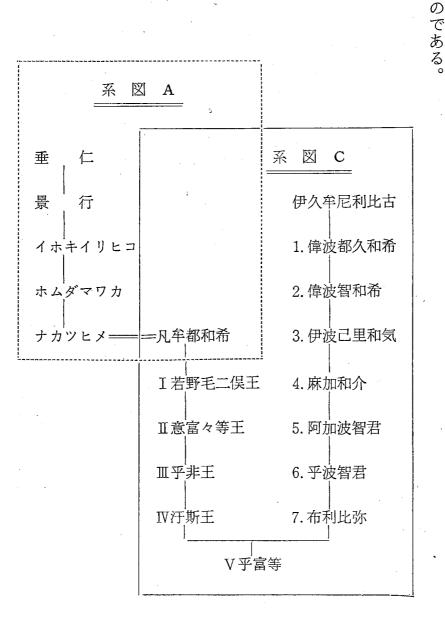
乎波智君、 娶"中斯知命、生児乎非王、娶"牟義都国造名伊自牟良君女子名久留比壳命、 生児汙斯王、 伊波礼宮治,,天下, 乎富等大公王也、父汙斯王崩而後、王母布利比弥命言曰、我独持,,抱王子无,,親族部,之国, 妹布利比弥命」也、汙斯王坐」弥乎国高嶋宮,時、 聞」此布利比売命甚美女 娶、余奴臣祖名阿那尔比弥、 遣、人召』上自二三国坂井県一而娶 娶。伊久牟尼利比古大王児 生児都

が、 となろう。 であったとしても、 るに前掲のごとき訓読が妥当と思われるのである。 要する。 き改めたかも知れぬが、 推考されることである。すなわち前掲の文は、上宮記の撰者乃至後注者が上宮記に記入する際にあるいは 記逸文といわれるが、 云までは、振媛命の御世系を挙たる」ものと 解すべきで あろう。また刊本に従い児の うえに「生」字を 補うむきもある これもさきの誤読によつて後人がさかしらに挿入したものと推定されて、除去すべき文字であろう。これらを勘案す かつて本居宣長が古事記伝四十四之巻で指摘しているように「伊久牟尼利比古大王云々と云より布利比弥命也と 従来、 「汙斯王、娶,,伊久牟尼利比古大王、生児偉波都久和希……」とも訓まれたが、(5) 既存の史料を引用した部分と考えられ、したがつて上宮記そのものとは本来的には一 「上宮記曰、一云」とあるので、上宮記の本文中の引用であったとしても、またその後注での ともかく原史料がありそれに依拠したものといえよう。 なおここで留意しておきたいことがある。前掲の文は、 比古は男性であり訂正を 応別個 部の仮名を書 般には上宮 のものと 引用

る。 たと三つの場合が想定されるが、 解するかというに、 釈紀には続いて系図が掲載されているが、意富々等王の子として乎非王・汙斯王・都奴牟斯君・布利比弥命を並べて 前掲の一云の文に照会するときこれもまた誤つた読解の結果としなければならない。では文と系図との関係をどう理 系図は \bigcirc 上宮記にもとからあつた(二)後人が上宮記に書き入れた(三)釈紀に至つて作成され そのいずれとしても該系図の原拠は上宮記所載の「一云」の本文であり、上宮記の撰者

大和朝廷成立期の天皇について

か、 本文の正しい読解に拠つて系図を改修作成しておくに、系図Cのごとくなるであろう。 その後注者か、 ト部兼方か、 その誰かが誤解して作成添加したものと考えられるのである。いま、 なお傍注の数字は世代を示したも その原拠とされた



ことを説明したのであるが、さて、その原史料は何時ごろのものと考えられようか。 以上、釈紀所引の「上宮記日、 一云」の本文の誤読を正し、 系図の錯謬を指摘して、 疑惑はむしろ後人の誤解にあつた

を考えさせよう。 は原史料を引用する際に一部仮名が書き改められたものと解すべきであろうか、そのいずれとしても原史料の成立の古さ はギを表わすようになり、一般にヒメは比売、ムゲツは牟宜都のごとく書かれたからである。しかし上宮記一云では比弥(6) 良朝では、六朝隋唐ごろの字音(呉音・漢音)によつて表記することが普通となり、発音の変化に即応して弥はミを、 ち、メを弥で、ゲを義で表記するのは、 と比売とが混用されている。これは仮名表記法の新古交替する過渡期に原史料が成立したことを語るのであろうか、 (イ) まず、人名・地名の仮名表記法に古様が残存していること、たとえば比弥・牟義都とあるのが注意される。 漢魏のころの中国字音によつたもので、わが国では推古朝前後に用例が多く、 また 奈

あり、そうした古い系譜形式をとる原史料の年代もまた推せられるのであろう。 宮聖徳法王帝説の冒頭部分などと同じ体裁であつて、以前から帝紀の原形を推定する資料の一つに挙げられているほどで (ロ)つぎに「(父名)娶:(母名)」生児(子名)」という古い系譜形式をもつことである。すなわち、古事記の部分・上

ており、以後もそれが一般となつている。これらをみるとき、上宮記一云には天皇が用いられず大王・大公王という称号 天皇の最初の用例は天智天皇五年(六六六)の野中寺弥勒像台座銘にあり、そののちはみな天皇が用いられ大王の用例は 可能となろう。なお大公王はオホキミのキミにあたる公と王とを重複したものであろう。 が使用されていることから、天皇の称号が公式的乃至一般的に使用される以前に、 全く認められない。ことに天智天皇七年(六六八)の船首王後墓誌銘では過去の統治者にも遡つて天皇の称号が使用され い書式を用いていることが注目される。いま天皇についていえば、 (ハ)天皇といわずに「大王」「大公王」としており、また大宝以後の用字とされる御宇を使わずに「治天下」という古(8) 現存の年代確実と認められる金石文などによるとき、 その原史料が成立したものとの推定が

三項目について勘案するに、 原史料成立の年紀を定めることはできないが、推古朝前 後のものと推察することが可能

大和朝廷成立期の天皇について

あり、 遅くみても推古朝をあまりへだたらぬころで、記紀撰修以前のものとして誤りはないであろう。

二、上宮記一云の検討(二)

ような対応が認められ、また系譜関係についても人名の対応が辿りうる限りよく合致するのである。例えば「品陀天皇之 ここで、上宮記一云によつて作成した系譜Cと記紀所載の人名・系譜とを照会するに、人名については第二表に示した

乎富等	布利	偉波	伊久	汙斯王	意富	岩野	凡牟	<u> </u>	
等	布利比弥	偉波都久和)	伊久牟尼利比古	主	意富々等	若野毛二俣	牟都和希	上官記一云	
		希	比古					一云	
					···				
袁本杼		石衝別	伊久米		意富富杼	若野毛二俣	品陀和気	古	
		伊理昆		杼	二俣	灵	事		
			伊久米伊理毘古伊佐知					記	
男大	振媛	磐衝別	活目	彦主人		稚野	誉田 (別)	B	
迹		別	活目入彦五十狭茅	人		稚野毛二派	(別)	本	
								書	
			茅					記	
第二表									

御子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富衛子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富御子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富衛子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富御子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富御子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富御子、若野毛二俣王……生子大郎子、亦名意富

天皇) これら人名・系譜関係の吻合は相互に所伝の正しさを保証しあうものと思われる。 と布利比弥(振媛)との関係についても「振媛、活目天皇七世之孫也」(継体紀)とあるによく符合するのである。

云の記載にまで疑問を挿むひともいるのである。井上光貞氏は、継体天皇を応神五世孫ということに関して三つの疑問を こに上宮記一云の史料としての独自性と貴重さを指摘することが出来ようが、また、この記紀の空間をめぐつて上宮記 ただし、応神―継体間の乎非王、垂仁―振媛間の偉波智和希など五代については記紀に全くその記述がみられない。そ:

提示しておられる。 は、 ら みよう。 事実ではなく、 には神経質な記紀の編者が、 五世までを皇族とした八世紀宮廷での創作ではないだろうか、 7 上宮記がそれほど古い文献か疑わしい。 それを書き漏らすことはなかつたであろう。 応神ー 継体間の各世代の王名が といわれる。 継体天皇を応神五世孫としたの 以下項目ごとに検討して 知られてい たな

- と思う。 云は推古朝をあまりへだたらぬ頃の原史料に依拠したものであり、従つて所伝にそれなりの信奨性が認められるべきも (い) 上宮記そのものを古い文献とみることにはあるい は疑問の余地もあろう。 しかし、 さきに述べたように、 上宮記一
- ないであろう。 の場合に記紀の編者が繁を避けて中間の王名を省略し、 えられる。記紀に王名がみえないことから、 (ろ) 記紀で中間の王名が省略されていることは異例といえようが、実は五世孫継体天皇の即位自体が異例であつて、そ 直に五世孫とあることと上宮記一云の系譜とを後世の創作と疑うことは出来 ただ何世孫と記したまでで、原史料がなかつたわけではないと考
- 上宮記一云に各世歴代の王名が明記されており、記紀に五世孫とあるのと合致することを重視すべきであろう。また振媛 ワケについて、 を七世孫としているのは如何に疑うのであろうか、これも上宮記一云に七世各代の王名が明示されているのである。 (は) で 井上氏が提出された疑問に対する応答は上述のごとくであるが、さらに系図Cの信奏性について吟味を加えるに、 五世孫は慶雲三年格の「五世之王在,,皇親之限」」にも合うがそれは偶然の数値の一致にすぎぬと考えられ、 偉波都久和希 水野祐氏は天智天皇の諡号(アメミコトヒラカスワケ) ・偉波智和希・伊波己里和気・麻加和介にはワケの共通が認められる。 に因んで 持統朝ごろ 附加したものと 推察 され 従来、応神・ 履中・ 反

大和朝廷成立期の天皇について

が10

井上氏は、

ワケがここで特徴的であること、またワケが古語らしいことからみて、

天智諡号のワケの影響とは考えら

帯びたものとしておられる。これらを勘案するに、五世紀の大王に限らず、遡つて四世紀の王族がワケを称したことはま(ほ) は、 附加造作を考えることは困難となろう。またワケ一般について検討した上田正昭氏は、 ものと認められるのである。 たありうべきことと考えられよう。すなわち、上宮記一云の偉波都久和希等のワケは後世の造作ではなく、 み用いられ、 れず、応神―継体間の名は一般に素朴で、史実を伝えたものと認めておられる。ワケが 古語らしい という ことに ついてれず、応神―継体間の名は一般に素朴で、史実を伝えたものと認めておられる。ワケが 古語らしい という ことに ついて 大野晋氏も、 君に対して自分を卑下した用法となつていることを指摘しておられる。これを容れればワケの後世における(タヒ) 万葉時代には、 ワケは普通では、ごく限定された用法しか無かつたらしく、常に冗談的発想におい 五世紀前後に大王ならびに王族 史実に沿つた この

それがなぐ、 ありよく史実に即したものと認められよう。そして人名が該時期の実名にふさわしいものであることと共に、この上宮記 (ほ) 一云による系図が後世の造作ではなく、史実に拠つたものであることを考えさせるのである。 一系には九世代が、他系には十世代が数えられる。この二系列の世代数を比較するに、造作ならば破綻も生じように 系図Cに井上氏が復原された系図Aを添加してみるとき、垂仁に源を発して継体でまた合流する二系列とな また意識的な造作ならば世代数の一致をはかつたであろうにそうでもない。この一世代の差は むしろ自然で

ている。そしてこのことは外国史料その他から考察される大和朝廷の成立期ともよく符合するのである。 の人ということになろう。 て、応神・ホムダマワカ・イホキイリヒコ・景行・垂仁・崇神と六世代を遡るとき、崇神は三世紀後半か四世紀のはじめ れているが、 (へ) つぎに、 讃の遣使年代は四二一─四三○年であつて、このとき仁徳が確実に在位していたのである。 崇神・垂仁・景行の実年代について大概の推測をこころみるに、応神の子仁徳は宋書にみえる讃に比定さ 記紀はこの崇神に ハツクニシラススメラミコトという称を与えており、 大和朝 なおこの問題 ここから逆算し 廷の 創立者とみ

ついては章を改めて考察したいと思う。

四、大和朝廷の成立

るが、 辛卯年,来渡海、 を一応達成したのち、その勢力を半島経略に伸張したものと推察されるからである。まず、高句麗好太王碑文には「倭以」 系列の古墳から出土した中国紀年鏡とそれが副葬されるまでの年月の経過とを考慮して、古墳の初現を四世紀のは 察するに、まず、 世紀半頃までに大和朝廷は国家統一を一応達成し、四世紀後半には半島に地歩を築いていたことが推定されるのである。 紀年には作為があるが、干支や地名・人名や根幹の筋は百済記にもとづいており、干支二運—一二〇年引き下げることに 太郎氏は、その事情を日本内部に起つた広汎な国家統合運動の進展に求めており、また統一国家の成立という関心からは でみえており、のちしばらくの間中国史籍にあらわれず、再び見出されるのは一四七年を経た東晋安帝の義熙九年 よつて一応信拠するに足るものと考えられる。ここに年代の下限は四一三年から三九一年、さらに三六六年まで遡つて四 文献により統一国家の成立年代は三世紀後半から四世紀前半の間に求められたが、ここで考古学の研究成果について考 であり、これは邪馬台国ではなく大和朝廷の遣使と認められるのである。この日中通交上の空白時代について、 国交開始の経緯が述べられており、ことに己巳年(三六九)には新羅への大規模な出兵が記されている。この書紀の たとえ三世紀にさかのぼるとしてもその終りとみておられる。(ほ) この辛卯年は三九一年にあたる。さらに、神功紀には丙寅年(三六六)から壬申年(三七二)にかけて百済と日本 限のさらに遡らせうることを述べておられる。すなわち、四世紀後半の半島出兵がそれで、大和朝廷が国家統(エロ) 外国史料によって統一国家の成立年代を考察するに、邪馬台国女王の遣使貢献は晋武帝の泰始二年 この時期が古墳の発生の年代とほぼ合致することが注目される。すなわち、斎藤忠氏は、 この見解は一応穏当なところと認められよう。 記述されてい また め

大和朝廷成立期の天皇について

(三四五) 四五

あろう。 疑いをいれないところである」と述べておられる。ここに北九州勢力の東方移動による大和政権の成立が考えられるので(m) 権との関連が推考される所以であろう。そして、畿内を中心として 発達したと いわれる この前期古墳文化の をしめす現象に富む点においては、北九州地方が、 の副葬、 て、小林行雄氏は、北九州の弥生式時代における小規模な封土の発生、竪穴式石室状の石積みの存在、鏡鑑の宝器として 方、高塚墳墓の 碧玉製腕飾類の原形と目される貝輪の使用、勾玉・管玉など玉類の着装な どを挙げて、「古墳時代文化の 前段階 従来の異説を吟味しながら、この東遷説について補足することとしたい。 出現と統一 国家の成立との間に密接な関係も指摘されている。畿内を中心とした前期古墳と初期大和政(写) 弥生式文化圏のなかで、もつとも有利な状態をしめしていることは、 源流につい

なものである。 ば、その勢力の祭器乃至儀器であつた銅鐸は何らかのかたちで大和朝廷の祭祀や伝承のうちに痕跡をとどめてもよさそう かし、すでに諸先学が指摘しておられるように、もし銅鐸文化圏に属した畿(イ)まず東遷説に対立して、大和朝廷は畿内大和に自生したものであり、 よつて滅ぼされたために、 ところが、 銅鐸が消滅したと考えるとき、よく了解されるのであろう。 その銅鐸についての記憶は早く全く失われ伝統が絶えている。 もし銅鐸文化圏に属した畿内大和の勢力が大和朝廷を形成したのであれ これが国家統一を行つたという説がある。 これは畿内勢力が北九州勢力に

時代後期のうちに属し、 として銅鐸の終末時期についての配慮を挙げておられる。(20) る のであろう。 (ロ) つぎに、 0) が妥当と思われる。 すなわち、 東遷説ではあるが、 銅鐸はその後もなお存続しているのであるから、銅鐸の終末時期は三世紀から四世紀の間(a) 北九州勢力の東遷を二世紀末の倭国大乱のさいとみるのはやや早すぎ、 銅鐸と平形銅剣との伴出関係、 その東遷の年代を二世紀末とする説がある。 銅鐸の原始絵画と弥生式土器のそれとの対応は、 しかし、 銅鐸消滅の時期はむしろ三―四世紀の間におくべきも 植村清二氏は年代を遡上する論拠の 和田清氏のいう卑弥呼の いずれも弥生式 に求め ー つ

後継者の時代とする方が穏当と考えられよう。

であろうか。 ろ不明というほかはなく、より広い地域の統合を国土統一というのであれば、 後半乃至四世紀前半のことと認められよう。ただ四世紀前半にその大和朝廷の勢力がどの範囲まで及んだか、現在のとこ 国東遷の沿道の諸国と畿内および周辺諸国を征服統合し大和朝廷を形成したことを考えているのであつて、それは三世紀 のではなく、 の立場からいささか釈明しておくと、さきに統一国家の成立、また国家統一の一応の達成といったのは、主として邪馬台 その勢力範囲について確かなことは言い難いというのが現状であろう。 なお、 何分とのとろについては、旧辞の信拠性も未だ確められていず、また前期古墳の地域的編年研究も遅れてお 井上光貞氏は、大和朝廷の成立と国土統一とを分別して、国土統一が完了してから朝鮮出兵がおこなわ むしろこの二つの行動は平行して進んだとみておられる。この点とくに異論があるわけではないが、(※) あるいは四世紀末あたりまでを考えるべき れた

創立者と見られる公算が大きいのである。 立期の実在の天皇として位置づけられ、なかでも、 は前節で国内文献から考えたところとよく吻合するといえよう。 以上、もつぱら外国史料と考古学研究とにより、大和朝廷の成立について考察し、その概略を述べたのであるが、 崇神天皇は記紀にハツクニシラススメラミコトとあつて、大和朝廷 すなわち、崇神・ 垂仁・ 景行の諸天皇は、 大和朝廷 の成 \widetilde{o}

五、むすび

以前であることを明らかにし、 にそれを外国史料・考古学研究によつて構想された大和朝廷成立史のうちに位置づけたのである。 和朝廷成立期の天皇、 上述したところを約言すれば、まず釈紀所引の上宮記一云について従来の誤謬をただし、原史料の成立年代の記紀撰修 すなわち崇神 ついでその記事内容を記紀のそれと対照しながら、 垂仁・景行の史的実在性は保証を得たといいうるであろう。 その史実性について考察を加 ح の批判的方法により さら

大和朝廷成立期の天皇について

(三四七) 四七

(三四八) 四八

籬宮 の調査検討により、大和朝廷の成立期についても、さらに新しい手がかりが与えられるのではあるまいか。 るべきであろう。 あるが、この地域の記紀に記載された地名に相当すること、そして現に幾つかの前期古墳を包含している事実は留意され などをふくむ磯城古墳群の所在地域として注目されているところである。言うまでもなく陵墓の治定は新しくなお疑問 陵 この三天皇に完全な帝紀がそなわつていたかはなお検討の余地もあろうが、いま記紀によつてその皇居をみるに、 さて、帝紀には続柄・天皇名・皇居と治天下・后妃と皇子皇女・天皇の事績・ (景行)とある。これらはいずれも奈良盆地の東部、磯城地方に属し、 (崇神) 纒向珠城宮(垂仁)·纒向日代宮 しかし、それらの古墳についてまだ十分な調査が行われていないというのが現状である。該地域の古墳 (景行)とあり、また陵墓についても山辺道勾岡上陵 いまもいわゆる崇神天皇陵・景行天皇陵・ 陵墓等の諸項目が記されていたという。 (崇神) 山辺道上 この点に関し 磯城瑞 箸墓

註

ては今後の研究にまちたいと思う。

(1) 水野祐『増訂日本古代王朝史論序説』(昭和二九、小宮山

5

例えば「釈日本紀」

(『新訂増補国史大系』八、

昭和七)

書店)第三章

横田健一ほか『日本の黎明』(京大日本史一、昭和二六)

(2) 井上光貞『神話から歴史へ』(日本の歴史一、昭和四〇)

第四章

- (3) 大野晋ほか『万葉集一』(日本古典文学大系、昭和三二)二六八—八〇ページ
- 句読点・反点を附した。(4) 前田家尊経閣文庫所蔵本を底本とし、一・二の改訂を加え、

三六二ページ

- 三省堂)一五四ページ(7) 家永三郎『上宮聖徳法王帝説の研究、総論篇』(昭和二八、二、昭和三三)参照 一七二ページ
- (8) 市川寬「御宇用字考」(国語国文三一六)
- (9) 井上光貞、前掲書、四五三ページ
- (1) 水野祐、前掲書、一二九ページ
- (11) 井上光貞『日本国家の 起 源』(岩波新書、昭和三五)一二

○ページ

- (1) 大野晉ほか『万葉集一』(日本古典文学大系、昭 和 三二)
- 和三七)三ノ2(13) 上田正昭「大和国家の構造」(「岩波講座日本歴史」二、昭
- (1) いま一世代を二○→二九○)となろう。 キィリヒコ (→三五○)、景行 (→三三○)、垂仁 (→三一一○)、応神 (→三九○)、ホムダマワカ (→三七○)、イホー世代を二○年として逆算すれば、仁徳 (四三○→四
- 五一六ページ (15) 坂本太郎『新訂日本史概説、上』(昭和三七、至文堂)三
- 八―九ページ(16) 斎藤忠『日本古墳の 研 究』(昭和三六、吉川弘文館)一二
- (17) 斎藤忠、前掲書、一三二ページなど
- 《ニジ(8) 小林行雄『古墳時代の 研 究』(昭和三六、青木書店)六五
- 五―三・四)など(1)―例えば和田清 「倭の女王国と日本統一の時期」(歴史教育
- 《2) 植村清二『神武天皇』(日本歴史新書、昭 和 三二)一五九(2)
- 大和朝廷成立期の天皇について

(22) 井上光貞『神話から歴史へ』(日本の歴史一、昭和四〇)

三六二―五ページ

23

の伝承、そして理由の存したことを考えているのである。だここでは、崇神天皇がそのように呼ばれるにはそれなりである。またこの称号は神武天皇にも用いられている。たハツクニシラススメラミコトというのは、勿論後世の称号

三四九) 四十